

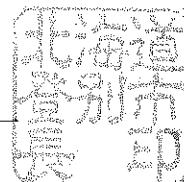
登総第1100号

平成31年2月6日

登別市監査委員 石山 正志 様

登別市監査委員 木村 俊子 様

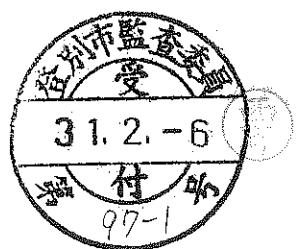
登別市長 小笠原 春一



平成30年度定期監査及び財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項

について

平成31年1月29日付け登監97-1号で通知のあったことについて、
別紙のとおり提出します。



登教総第 577 号
平成 31 年 2 月 1 日

登別市監査委員 石山 正志 様
登別市監査委員 木村 俊子 様

登別市教育委員会
教育長 武田 博



平成 30 年度定期監査及び財政援助団体等監査に係る是正・改善事項について（報告）

平成 31 年 1 月 29 日付け登監第 97-2 号で通知のありましたこのことについて次のとおり報告します。

記

1. 対象部局 教育委員会教育部総務グループ
教育委員会教育部社会教育グループ
2. 提出書類 別紙のとおり



平成30年度定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
収入事務 <p>(1) 現金出納員等の収納に関する事務を適正に行うべきもの 市民活動センター使用に伴う収納事務において、使用料の算定を誤り過大又は過少に徴収していた。 今後は再発防止に向けて関係法令の確認を徹底し、複数の職員で確認を行うなど事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の強化に努められたい。</p>	<p>再発防止に向け、現在同センターの管理運営を行っている指定管理者に対し、これまで過大・過少の徴収を行った経緯について説明するとともに関係法令の確認及び複数の職員での確認を徹底するよう依頼し、チェック機能が適正に働く体制の強化に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【市民生活部】</p>
収入事務 <p>(2) 領収書（登別市財務会計規則第51条別記様式第23号）に関する事務を適正に行うべきもの 領収書を誤記抹消したときは、3連一組「現金出納員控、納入者保存分、市役所保存分」を綴じなければならないが、「市役所保存分」が欠損した誤った取扱いを行っているものが、二つのグループでみられた。領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。 このような不適切な事務を続けていくことは、重大な事故の発生につながりかねないため、今後は領収書の重要性について職員の認識を十分に深めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>今回の指摘事項について、支所職員の全員が共有するとともに、今後の対応として、定期的にOJT研修を行い、適切な事務の執行と領収書使用状況の点検確認を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">【市民生活部-①】</p> <p>今後の対応として、領収書を取扱う職員及び嘱託員でOJT研修を行い、適正な事務の執行に努めます。また、「登別市における徴収金引継ぎマニュアル」に基づき、領収書使用状況の点検確認を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">【市民生活部-②】</p>
支出事務 <p>(1) 支出負担行為に関する事務について 支出負担行為書に必要な書類等が添付されていない事例がみられた。このことについては、過去の定期監査で指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない状況であった。 登別市財務会計規則第81条別表第2に基づき、「支出負担行為に必要な書類」を確認し、適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。</p>	<p>登別市財務会計規則第81条別表第2表に基づき、「支出負担行為に必要な書類」を再確認し、必要な書類を添付するよう全庁に周知するとともに、適正に事務を執行するよう指導を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
支出事務 <p>(2) 旅行命令書に関する事務を適正に行うべきもの 道外旅費の算定等にあたり条例の運用を誤り、道内日当を適用し過少に支給していた。 登別市職員等の旅費に関する条例等の確認作業不足による誤りがみられたことから、関係法令の確認を徹底し、適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。</p>	<p>グループ内において、監査結果の指摘事項に関する注意点を確認し、今後の旅行命令書作成時には、起案者及び各決裁ラインにおいて、十分なチェックを行うとともに積算に必要な書類等も含めた全体的な確認を行います。</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>
支出事務 <p>(3) 管理業務仕様書に定められた責任分担に関する事務を適正に行うべきもの 「登別市民プールの管理に関する協定書（登別市民プール管理業務仕様書）」の責任分担一覧では、市と指定管理者間での費用負担ルール等に関する基本的事項が定められているが、これによらない修繕費用の執行がみられたため、定期監査中に指導を行い速やかに是正されたものである。 責任分担一覧が、市と指定管理者間における責任の所在、費用負担の明確化を図るものであることから、責任分担一覧に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>市民プールに係る修繕費用について、市と指定管理者間での費用負担ルール等によらない執行があったことから、速やかに是正しました。 今後については、「登別市民プールの管理に関する協定書（登別市民プール管理業務仕様書）」の責任分担一覧に基づき、適正な事務の執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>
支出事務 <p>(4) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 個別暖房機保守点検等の契約において、特定の業者に短期間に予定価格が30万円未満の契約で分割発注し、請書等の徴取を省略しているものがみられた。 予定価格が30万円未満の契約（工事の請負契約を除く。）をする時は、請書等の徴取を省略することができるが、これら保守点検においては分割発注しなければならない特別な理由がなく、一度に発注することが可能であることから、適正な方法で契約すべきである。</p>	<p>個別暖房機点検に関しては、平成31年度より分割発注を改善し、入札により契約書を取り交わすこととします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>その他の事務</p> <p>起案後の起案用紙の取扱いについて 決裁後、起案用紙に決裁年月日を記載していないものが各部署でみられた。</p> <p>本市における決裁後の起案用紙の取扱いについては、登別市文書事務取扱規程第15条のとおり、起案責任者が必要事項の記入漏れがないよう努められたい。</p>	<p>登別市文書事務取扱規程第15条に基づき、起案責任者が決裁年月日を記入するよう全庁に周知するとともに、適正に事務を執行するよう指導を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>